

## 行動規範（Code of Conduct） – 商品

（2012年8月版）

当オットーグループは、あらゆる企業活動における信条の指針として、社会的責任、環境保護、公正な協働活動を信奉する。当グループの目標は、経済、環境、社会における責任との調和を図ることである。

当行動規範は、オットーグループがサプライヤーに課す根本的な要件を規定したものである。確固たるこの原則は、Business Social Compliance Initiative（以下「BSCI」）、国際労働機関（以下「ILO」）の諸条約、国際連合（以下「国連」）「世界人権宣言」、国連「子どもの権利条約」および「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、国連「グローバル・コンパクト」の原則、経済協力開発機構（以下「OECD」）「多国籍企業行動指針」といったガイドラインとも合致している。

当行動規範に規定された原則は、最低限順守すべき要件とされるものであり、状況が許す限り、これを上回る行動を取ることが望まれる。

### 1. 適用の範囲

当行動規範は、オットーグループが購入する商品の国内および海外におけるすべての生産プロセスと、最終加工段階に関わる現場（以下「生産現場」）に関する、あらゆる業務関係の基盤を形成するものである。当行動規範は全世界にわたるオットーグループと、そのビジネスパートナーおよび自社に代わってオットーグループの商品の製造に関わるその他のサプライヤー（以下「ビジネスパートナー」と総称）に適用される。ビジネスパートナーは、当行動規範に規定された原則の実現、受諾、順守を保証するとともにその責任を負うものとする。

### 2. 法令順守（コンプライアンス）

多様な生産現場において、適用されるすべての国内法ならびに国際法および規制、業界規範、ILOおよび国連の条約、その他関連するすべての法規（以下「法規制」と総称）を厳格に順守するものとする。

当行動規範および上記の法規制へのコンプライアンスを、雇用条件の操作または類似の行為（例：虚偽の研修プログラム）によって回避してはならない。

### 3. 児童労働／年少労働者

オットーグループは、児童労働その他のいかなる形態の年少労働者の搾取も容認しない。

雇用の最低年齢は、義務教育が終了する年齢および15歳のいずれをも下回ってはならない。ILOのもとで許諾された免責を条件として、児童および年少労働者の保護を目的に制定された国内の規制を順守しなくてはならない。

児童労働の禁止と年少労働者の雇用に課せられる制限事項へのコンプライアンスを保証しなくてはならない。とりわけ、年少者を安全でない環境、または有害な環境にさらしてはならない。この禁止事項に違反した場合、ビジネスパートナーは危険にさらされた児童あるいは年少労働者に代わって速やかに是正措置を取り、これを書面に記録するものとする。加えて、ビジネスパートナーは必要に応じて、危険にさらされた児童の社会復帰および社会的無差別待遇のためにこうした措置を取るとともに、かかる諸手続を実施し、国内規制に従って当該児童が学業を修了できるように計らうものとする。

ILO条約 第79号、第138号、第142号、第182号およびILO勧告 第146号に適合。

### 4. 差別

採用および雇用においては、いかなる形態の差別も禁止する。これには人種、階級、肌の色、性別、年齢、宗教的信念、政治的見解、労働者団体への加入、身体的または精神的障害、民族、出身国または出身階層、国籍、性的指向、その他個人的特徴に基づく区別、排除、特恵が含まれる。こうした区別、排除、特恵がビジネスパートナーに端を発するものかどうかは問わない。

ILO条約 第100号、第111号、第143号、第158号、第159号に適合。

### 5. 結社の自由および団体交渉

従業員は、雇用に関連する処遇、あるいは結社の自由が妨害されるような処遇について不公正がないように保護されなくてはならない。従業員の利益の促進および保護に特化した組合その他の団体を自己の裁量で結成、およびこれに参加、脱退する権利、ならびにそうした団体のために行動する権利は尊重されなくてはならない。また、そうした活動を追求することを妨害してはならない。

結社の自由および団体交渉が法律によって制限されている場合は、少なくとも、従業員が交渉の

ために代替的手段で自由かつ自主的に連携することを許可しなくてはならない。

ILO条約第87号、第98号、第135号、第154号、およびILO勧告第143号に適合。

## 6. 強制労働

オットーグループは、いかなる形態の強制労働、隷属、奴隷状態、またはそれに類する状態も容認しない。また、囚人労働も不可とする。直接的であれ間接的であれ、暴力または脅迫によって従業員に労働を強要してはならない。むしろ、すべての従業員は自己の自由意志によって仕事あるいは雇用を追求してはならない。

ILO条約 第29号および第105号に適合。

## 7. 懲戒処分

従業員は尊厳と敬意をもって扱われなくてはならない。制裁、罰金、その他の処罰または懲戒処分は、適用される国内および国際的法規制を順守しており、国際的に認められる人権に従って課されなければならない。

従業員を言語的、精神的、身体的および性的な虐待、抑圧、嫌がらせにさらしてはならない。

## 8. 労働時間

労働時間は、適用される法律、業界の標準、または該当するILO条約のうち、最も厳格なものに適合してはならない。国内法で許可される週間最長労働時間を超えてはならない。ただし通常は、従業員の週間労働時間は48時間に限定され、超過勤務を入れても60時間以内とする。個々のビジネスモデルおよび雇用モデルは、関連する国内の法規制および国際的な法規制に従うものとし、ILOのもとで許可された免責を含むが、これに限定されるものではない。通常の業務に重大な混乱が起きた場合も同様である。

従業員が連続して6日間勤務した後は、少なくとも1日の休息日が認められなくてはならない。従業員に超過勤務を強制することはできない。超過勤務を行った場合は、国内の法規制に従って、別途報酬を与えなくてはならない。

ILO条約 第1号および第14号に適合。

## 9. 雇用関係の文書化

ビジネスパートナーは、製造の諸段階に関する自社の従業員の雇用条件（例：雇用の開始および期間、勤務時間、賃金、報奨）を文書で記録することを保証する。この記録には従業員名、生年月日、可能であれば住所が含まれるが、これに限定されるものではない。

ビジネスパートナーは、自社のその他のサプライヤーがかかる書面での記録を行うことを保証する。

労働および社会保険に関する国内法規制を回避してはならない。

## 10. 賃金

ビジネスパートナーは、従業員に支払われる賃金が法の定める最低賃金、あるいは適用される業界特有の慣行による最低賃金のうち、高いほうと同等であるか上回っていることを保証する。支払われる賃金は、従業員の基本的ニーズに充分対応できる額であるものとする。違法または不当な賃金の減額は禁じられる。これには、直接的または間接的な懲戒処分が含まれるが、これに限定されるものではない。賃金の支払い方法においては従業員の便宜を図り（例：現金または小切手）、従業員に対して賃金の内訳を定期的かつ詳細にわたり包括的に知らせなくてはならない。

ILO 条約 第26号および第131号に適合。

## 11. 安全衛生

ビジネスパートナーは、安全で衛生的な職場環境を提供するものとする。

ビジネスパートナーは、業務に関連して起こりうる事故および健康障害の危険を防ぐために必要な施策を導入するものとする。そのためにビジネスパートナーは、安全上および衛生上の潜在的な危険有害要因を特定、回避、対応できるシステムを整備する。加えて、適用される安全衛生規制および予防策について従業員が定期的に知識を更新し研修を受けられるようにすることを保証し、これを書類に記録するものとする。

清潔な化粧室と、利用できる飲料水を十分な量で提供しなくてはならない。従業員寮がある場合は、清潔かつ安全で、生活必需品を備えていなければならない。

ILO条約 第155号に適合。

## 12. 環境保護

自然および環境の保護は、オットーグループのビジネス慣習における不可欠の要素である。ビジネスパートナーは適用されるすべての環境規制を順守しなければならない。加えて、環境汚染を防止および低減するための、継続的な取り組みに参加することを期待される。廃棄物の管理、化学物質その他の有害物質の取り扱いと処分、排気および排水処理に関する所定の手続および標準を順守しなくてはならない。とりわけ天然資源の保護および保全と、環境を考慮すると同時に社会的責任を果たす生産プロセスに重点を置く。

## 13. 情報およびコミュニケーション

当行動規範は適切な言語で目につくように掲出され、ビジネスパートナーの全従業員が自由に閲覧できるようにしなくてはならない。字が読めない者に対しては、当行動規範を口頭で説明しなくてはならない。

## 14. 贈収賄および汚職

オットーグループは、いかなる形態の贈収賄および汚職も容認しない。すべてのビジネスパートナーおよびその従業員も同様の行動を取り、個人的な従属関係、拘束、干渉を回避しなければならない。とりわけ全ての従業員は、適用される国内法および国際的な法規を全面的に順守した上で、公平性を十分に理解した職業人として行動するように求められる。また、ビジネスパートナーはすべての事業部門が順守すべき贈収賄防止と汚職防止の指針を導入するものとする。ある国に特有の習慣または作法に従って贈答品が贈られる場合は、そうした贈答品が強制的な従属関係を生じさせるものではないこと、及び、適用される国内規制が順守されることが保証されるよう留意しなくてはならない。

汚職行為に関する情報は、オットーグループ（グループ監査部門（Group Auditing）または社内調査部門（Corporate Investigation））あるいは独立した外部オンブズマン（第18項にて特定）に通報する。

## 15. 管理システム

ビジネスパートナーは、当行動規範に規定された原則の実施、コンプライアンスの保証、監視のため、明確な責任と諸手続および適切な文書が必ず含まれた管理システムを導入するものとする。当行動規範に規定された原則について、書類への記録、導入、実施、改善には継続的な監視が必

要であり、これは書類に記録されるものとする。

ビジネスパートナーは、自社に代わって業務を遂行するその他のサプライヤーにも当行動規範に規定された原則の順守を確約させるものとする。

## 16. 行動規範の監視

オットーグループは、当行動規範の原則の執行に責任を負う。そのため、ビジネスパートナーはオットーグループの要請に応じて自社の生産現場が監査を受ける義務がある。

ビジネスパートナーは、必要が生じたときにはいつでも、ビジネスパートナーあるいは自社に代わって業務を遂行するその他のサプライヤーが当行動規範に規定した原則を順守していることを確認するために、オットーグループ自身またはオットーグループが許可した第三者が査察を実施できることを保証する。この目的で、ビジネスパートナーは適宜、生産現場を教示することを約束する。

## 17. 制裁および是正措置

オットーグループは、当行動規範が規定する原則へのコンプライアンスを監視する権利を有する。コンプライアンス違反が発見された場合は、ビジネスパートナーは速やかに是正措置を取る義務があり、オットーグループはそれを支援するとともに措置に必要な時間的猶予を与えるものとする。

ビジネスパートナーまたはビジネスパートナーに代わって業務を遂行するその他のサプライヤーが当行動規範に定める原則に違反したかどうかに関わらず、ビジネスパートナーとの業務関係を解消するオットーグループの権利は、これによって脅かされるものではない。

## 18. 苦情申し立ての手順

当行動規範の違反に関する苦情または情報は、オットーグループ（連絡先は下記参照）に対していつでも通報でき、匿名扱いも可能である。

苦情を申し立てる個人は、自らが事実と信じる情報のみを通報することが求められる。

すべてのビジネスパートナーは、苦情を申し立てる個人がいかなる種類の報復や懲戒処分も課せられないことを保証する。

**全般的な連絡先**

- 部門: Corporate Responsibility  
住所: Otto (GmbH & Co KG)  
Department VV-CR  
Werner-Otto-Straße 1-7  
22179 Hamburg  
Germany  
E-メール: [social-compliance@ottogroup.com](mailto:social-compliance@ottogroup.com)

**贈収賄および汚職の場合の連絡先:**

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| • 部門 :  | Group Auditing  | Corporate Investigation   |
| 住所 :    | “private/confidential”<br>Otto (GmbH & Co KG)<br>Division Manager PC-RV<br>Werner-Otto-Straße 1-7<br>22179 Hamburg<br>Germany | “private/confidential”<br>Otto (GmbH & Co KG)<br>Division Manager SI-EM<br>Werner-Otto-Straße 1-7<br>22179 Hamburg<br>Germany |
| 電話番号 :  | +49 (0) 40 6461 8655  | +49 (0) 40 6461 8631  |
| Fax番号 : | +49 (0) 40 6464 8655  | +49 (0) 40 6464 8631  |
| E-メール : | <a href="mailto:corporate-compliance@ottogroup.com">corporate-compliance@ottogroup.com</a>                                    | <a href="mailto:corporate-compliance@ottogroup.com">corporate-compliance@ottogroup.com</a>                                    |

- 外部オンブズマン : Dr. Rainer Buchert, Attorney at Law  
住所 : Rechtsanwalt Dr. Rainer Buchert  
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH  
Kettenhofweg 1  
60323 Frankfurt am Main  
Germany  
電話番号 : +49 (0) 69 710 33 33 0 または +49 (0) 6105 921 355  
Fax番号 : +49 (0) 69 710 34 44 0  
E-メール : [dr-buchert@dr-buchert.de](mailto:dr-buchert@dr-buchert.de)

**日本国内における連絡先**

- 部門: Corporate Responsibility
- 住所: 東京都世田谷区若林1-18-10  
オットージャパン株式会社  
人事総務部長
- E-メール: [corporate-compliance@ottojapan.co.jp](mailto:corporate-compliance@ottojapan.co.jp)